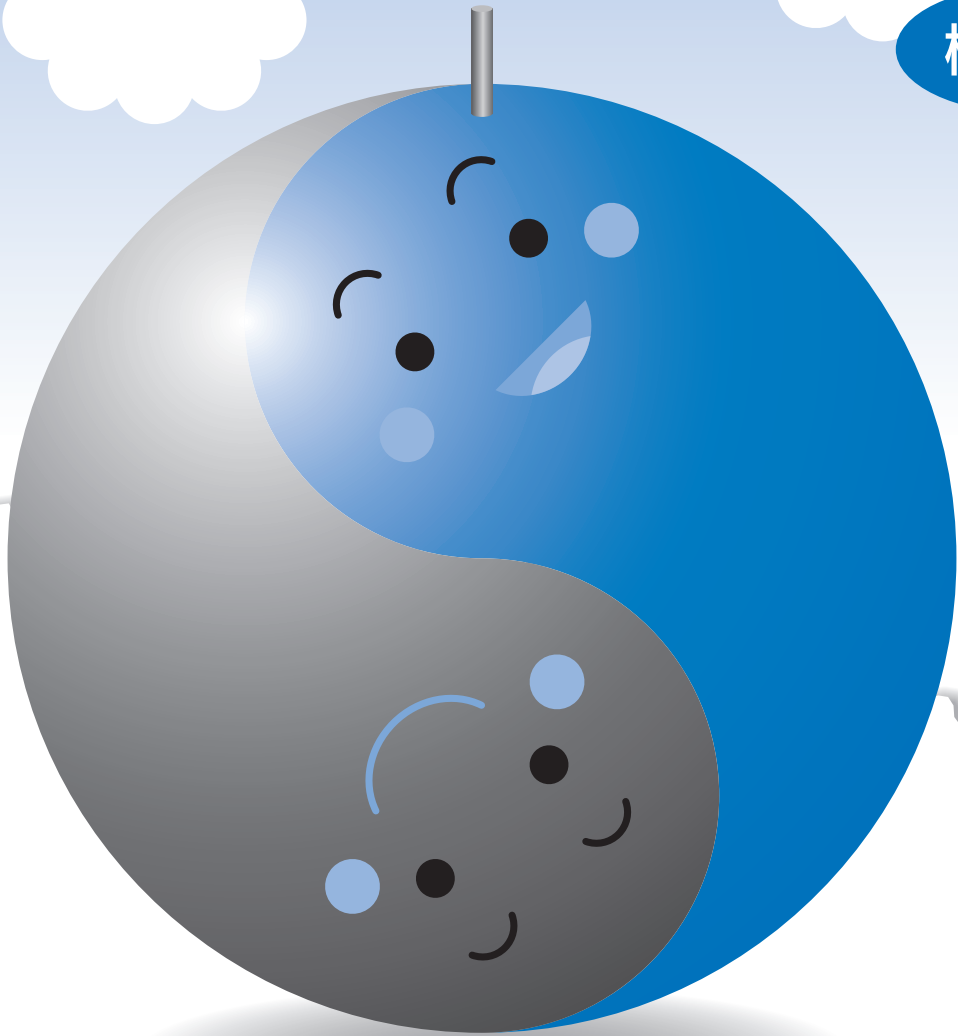


第3次

はんぶんこプラン

～世羅町 男女共同参画行動計画～

概要版



令和2年3月



広島県 世羅町

男女共同参画社会とは

(男女共同参画が実現された社会をイメージすると…)



家庭では

- 相手を思いやり、認め合いながら家事や育児、介護などを家族で分担しています。
- 仕事と家庭生活や地域活動とのバランスがとれた、豊かな暮らしが実現されています。



学びの場では

- 男女平等の視点に立った保育や学校教育が推進され、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人を育てています。
- 地域で参加しやすい学習の場が整い、誰もが積極的、主体的に参加しています。



働く場では

- 女性の働く機会が増え、意欲に応じて活躍できる場が広がっています。
- 出産後も安心して子育てしながら働くことができる環境が整っています。
- 職場や議会などの場において、男性の意見も女性の意見も平等に反映されています。

地域社会では

- 町内会や地域の活動で、性別にかかわらず個々の意見が反映されています。
- 誰もが個性と能力を発揮しながら、地域活動やボランティア活動に積極的に参加しています。
- 人にやさしく、暮らしやすい地域づくりが実現されています。

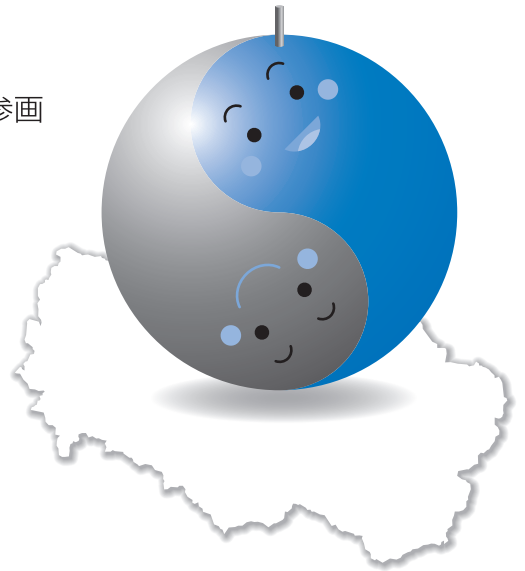


第3次 はんぶんこプラン～世羅町男女共同参画行動計画～とは

性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、お互いを認め合い、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざす、まちづくりの指針となる世羅町が策定した計画です。平成22年に第1次計画を策定、平成27年に第2次計画を策定し、この度、第3次計画（「第3次 はんぶんこプラン～世羅町男女共同参画行動計画～」）を策定しました。

計画の位置付け

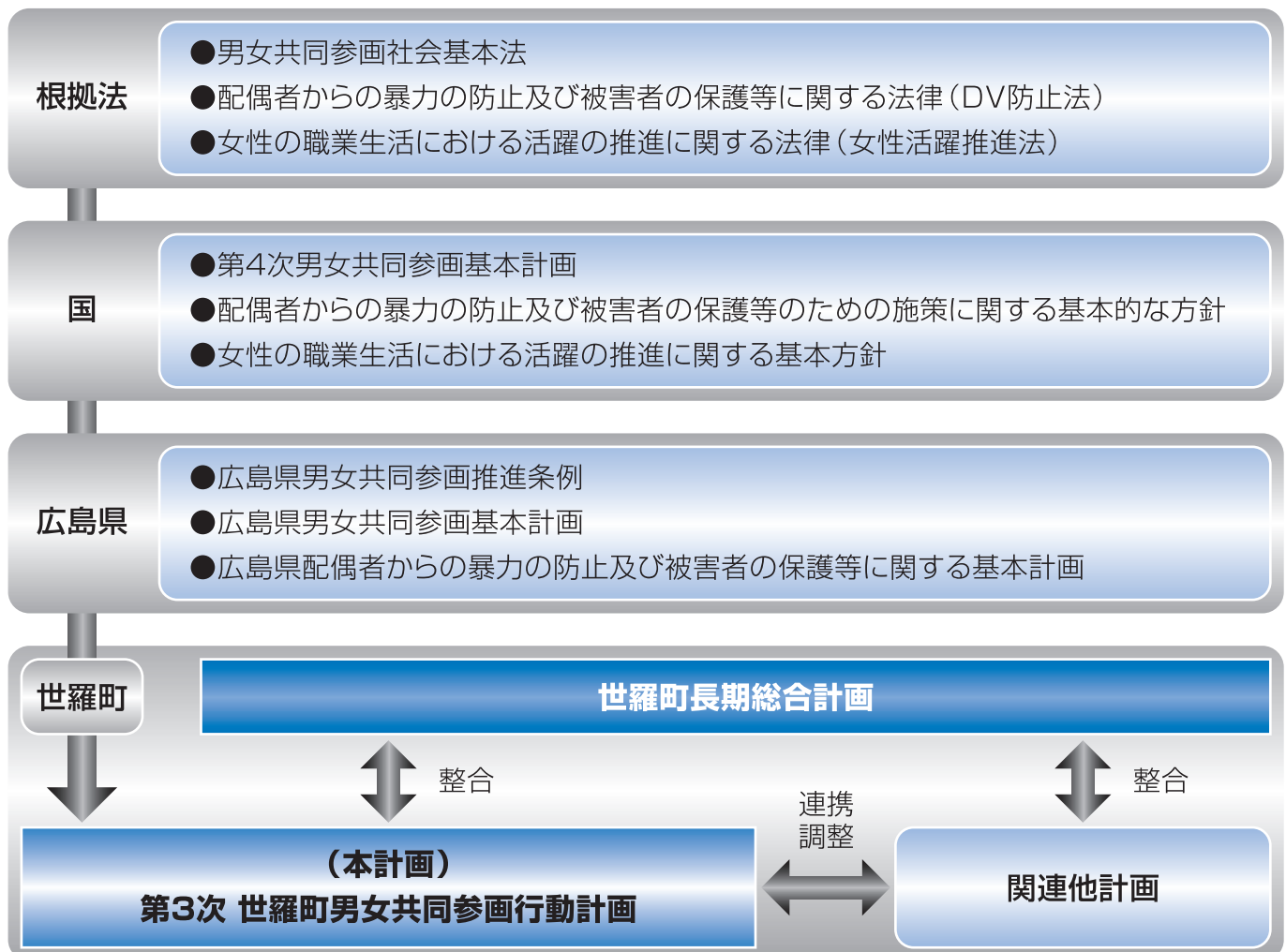
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村計画です。
- 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- 「世羅町長期総合計画」の趣旨を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画です。



計画の期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間の計画です。

【計画の位置付け】



● アンケート等から読み取れる現状と課題 ●

全ての分野において男性優遇意識が高く、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で高くなっています。

※平均評定値とは、回答件数に係数を乗じ加重平均して算出した値で、グラフ上の0を中心として左側が男性優遇、右側が女性優遇、0に近いほど平等を示す指標です。

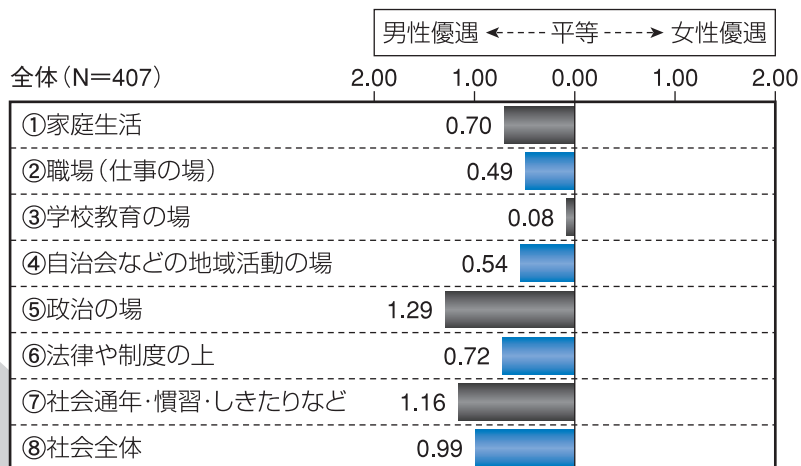
注：図中に示すNは、比率算出上の基数（標本数）です。全標本数を示す「全体」を「N」、「該当数」を「n」で表記しています。（以下同様）

「①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「③結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」といった考え方に対しては、男女共に若い年齢層ほど賛成意識が高く、年齢が上がるほどその割合が低くなる傾向にあります。

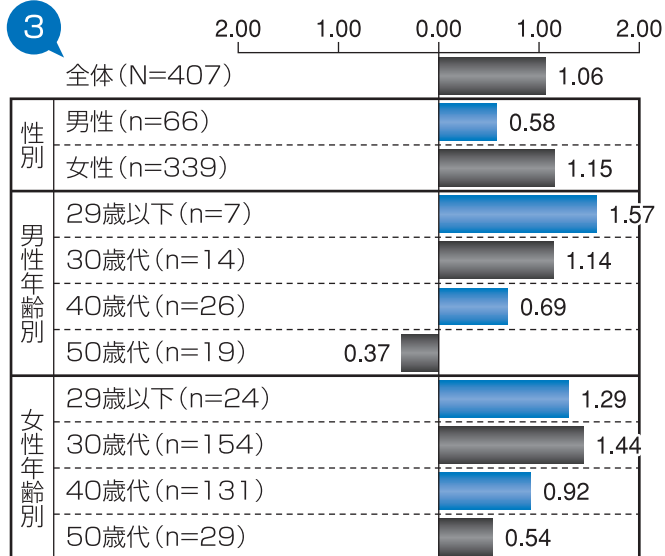
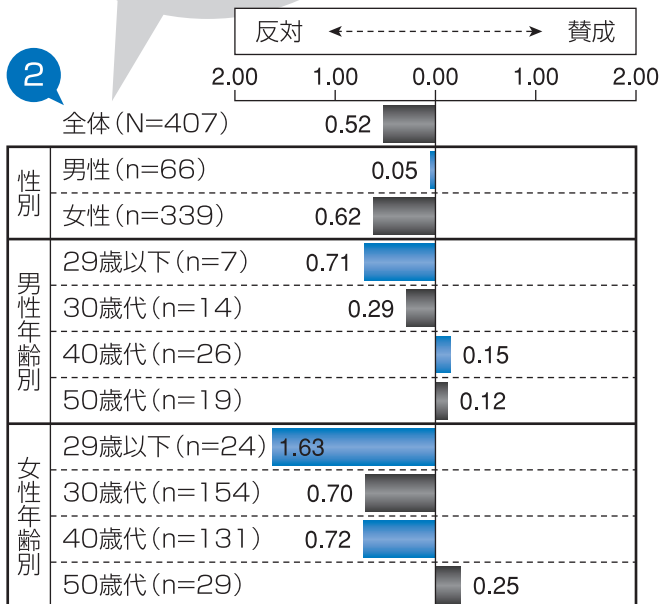
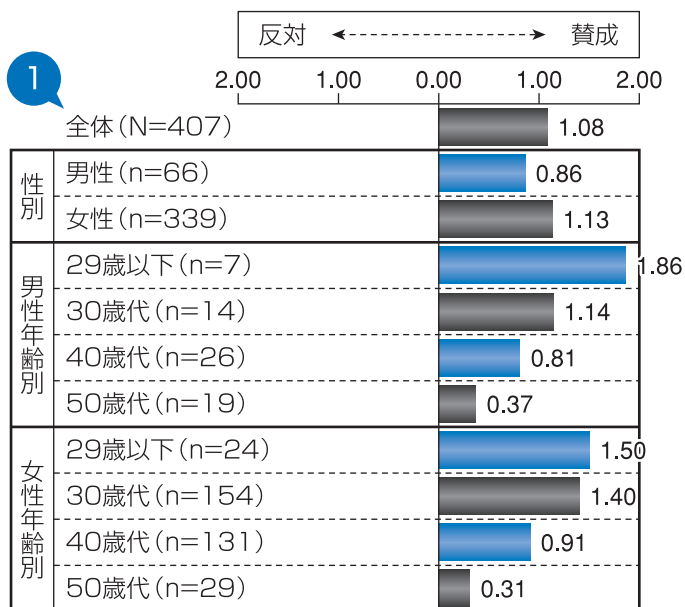
また「②男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方については、若い年齢層ほど反対意識が高く、逆に男性は、年齢が上がるほど賛成を示す回答が増えるなど、性別や年齢によって意識差がみられます。

注：男性の29歳以下については、件数（n）が少ないため参考値として参照。

【平均評定値*でみた男女の平等意識】



【結婚、家庭生活と男女の役割について】



計画の基本理念と施策体系

本計画においては、次のように「基本理念」を掲げ、性別にかかわらずお互いが理解し合い、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮しながら活躍できる社会の実現に向けて、様々な施策を推進します。

● 基本理念 ●

とも
共に笑顔で認め合い とも
共に活躍できる せらのまち



計画の展開

基本目標1 「個」を尊重しお互いを認め合うまちづくり

- 男女共同参画意識の浸透に向けて、人として「個」を尊重した意識づくりを推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。
- 学校教育における人権と男女共同参画を踏まえた教育を推進するとともに、生涯学習の機会などを通じて、地域で多様な学習機会の充実を図ります。

【基本方針1】共に認め合う意識づくり

施策の方向	具体的な施策
1 人として「個」を尊重する意識づくり	人権意識の啓発 学びの場における人権意識の醸成
2 男女共同参画の理解促進	男女共同参画の理解促進 固定的な性別役割分担意識の払拭

【基本方針2】等しく学ぶ意識づくり

施策の方向	具体的な施策
1 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	保育所・認定子ども園や学校における理解促進
2 多様な生涯学習機会の充実	講座等の開催による啓発

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できるまちづくり(女性活躍市町村推進計画)

- 社会のあらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の参画を促進するとともに、女性のキャリア形成等能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。
- 職場においては、男女間の格差の解消や労働条件の改善など、企業等に対する男女共同参画への取組を促進します。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた取組を推進し、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組みます。また、地域活動や防災活動における男女共同参画を促進します。

【基本方針3】誰もが活躍できる基盤づくり

施策の方向	具体的な施策
1 政策・方針決定過程における女性活躍の促進	政策・方針決定過程における女性参画の促進 企業等への啓発 女性委員の登用促進 女性の管理職登用等の促進
2 人材育成への支援	キャリア形成等に関する情報提供 地域における人材の育成 職員の人材育成

【基本方針4】働きやすい職場づくり

施策の方向	具体的な施策
1 雇用の機会均等と働きやすい職場環境の整備促進	働きやすい職場づくりの促進 ハラスメント防止対策
2 農業・自営業等における男女共同参画の推進	家族経営協定の締結促進 働きやすい職場環境づくりの促進 女性起業家等への研修等の支援

【基本方針5】仕事と生活を両立する環境づくり(ワーク・ライフ・バランスの推進)

施策の方向	具体的な施策
1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進	学習機会の充実 企業等に対する理解促進
2 仕事と子育て・介護の両立への支援	父親の育児への参加促進 子育て支援の充実 介護サービス等の充実

【基本方針6】誰もが参画し活躍できる地域づくり

施策の方向	具体的な施策
1 地域活動における男女共同参画の促進	女性役員の登用促進 地域における理解の促進 地域活動における男女共同参画の推進
2 防災分野における男女共同参画の推進	防災分野における男女共同参画の推進 避難所運営における配慮

基本目標 III 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

- あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を、様々な機会を通じて推進するとともに、関係機関と連携し被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。(DV防止市町村基本計画)
- 生涯にわたり、誰もが健やかに過ごせるよう、健康づくりに向けた支援やきめ細かな母子保健事業を推進します。
- 地域共生社会の考え方に基づく地域福祉を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

【基本方針7】あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)

施策の方向	具体的な施策
1 暴力を許さない意識づくり	DV防止に向けた啓発の推進 出版物等における表現への配慮
2 きめ細かな相談支援体制づくり	DV相談窓口等の周知、情報提供 DV被害者への支援

【基本方針8】誰もが安心できるまちづくりの推進

施策の方向	具体的な施策
1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援	生涯にわたる健康づくりの推進 母子保健事業の推進 児童生徒への健康支援
2 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり	福祉サービスの充実 ひとり親家庭への支援



計画の推進体制

- 庁内の関係部署が十分に連携し、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。
- 「世羅町はんぶんこプラン推進会議」において、計画の実施状況の報告や意見や提言を求め、適宜、施策への反映に努めます。
- 取組内容や事業の進捗状況について広く町民へ周知を図ります。
- 庁内関係各課においてPDCAサイクルに基づく進行管理を踏まえ、定期的に取り組内容の点検・評価を行い、進捗状況を把握し常に改善を図ります。

	現状値 令和元年度	目標値 令和6年度	把握方法
1 社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について 「平等」とする町民の割合	9.1%	20%以上	町民 アンケート
2 審議会等委員に占める女性比率 (地方自治法第202条の3に基づく審議会等 委員の女性比率) ^{※1}	27.8% ^{※2}	30%以上	庁内資料
3 職場(仕事の間)における平等意識 「職場(仕事の間)」における男女の平等感に ついて「平等」とする町民の割合	38.3%	40%以上	町民 アンケート
4 消防団員に占める女性の割合	1.2% ^{※3}	1.5%以上	庁内資料
5 町民の育児休業取得率	男性 4.5% 女性42.2%	増やす	町民 アンケート
6 DV被害について 「自分が被害を受けたことがある」割合	男性 0.0% 女性10.9%	男性→維持 女性→減らす	町民 アンケート

※1: 普通地方公共団体の執行機関の附属機関

※2: 平成31年4月現在

※3: 令和2年1月現在

発行／令和2年3月

世羅町(企画課)

〒722-1192 世羅郡世羅町大字西上原123番地1

TEL(0847)22-3206

FAX(0847)22-2768